

令和元年 10 月 16 日

J E S C O

解体撤去マニュアル（平成 30 年 3 月版）の改定について

「解体撤去マニュアル」（平成 30 年 3 月版）（以下、「マニュアル」と言う。）については、北九州第 1 期施設の解体撤去に適用し先行工事を進めてきているが、ご指摘いただいたご意見や政策の変化、先行工事の結果を踏まえ、マニュアルに反映させていく。

なお、主な見直し事項として次のものを想定している。

1. 入口基準の制定による見直し

1) 概要

『低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準 について（通知）』（平成 31 年 3 月 28 日付、環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号）により、いわゆる PCB 廃棄物の入口基準が示されたことから、マニュアル「第 3 章 解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化処理」を中心に見直しを行う。

2) 主な見直し内容

- (1) 添付資料①の表に入口基準を追加
- (2) 添付資料①の表から再資源化判断基準を削除
- (3) これらに関連する本文及び図表の追加、及び修正

2. 低濃度 PCB 廃棄物の濃度基準変更に係る見直し

1) 概要

PCB 濃度が 10%以下の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、及び廃プラスチック類の無害化処理認定施設での焼却処理が実施されており、この進捗に併せ、マニュアル「第 3 章 解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化処理」を中心に見直しを行う。

なお、上記に示す廃棄物の内、解体撤去で想定される PCB 濃度が 5,000mg/kg を超え 10%以下の主な廃棄物は、レベル 3 で使用した養生シート、ビニール袋、ウエス、化学防護服等の保護具、及びケーブル等である。

2) 主な見直し内容

- (1) 添付資料①の表中の無害化処理判断（高低濃度判断）に係る分析方法について、『低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）』の改訂に応じ、見直しを行う。
- (2) これらに関連する本文及び図表の追加、及び修正

3. 先行工事等結果の反映

これまで実施した解体撤去・先行工事での実績を適切に反映する。

見直し概要
<ul style="list-style-type: none">・ 工事作業環境を維持する空調設備等の連続運転についての考慮・ 溶断によらない解体工事が著しく困難な場合の溶断における適正な排気装置仕様の選定と適正な使用方法等の注意事項の記載・ 廃棄物分析での PCB 非接触の潤滑油・作動油の分析追加に関すること・ 工事作業員血中 PCB 濃度等の採取時期、頻度等の具体的運用に関すること

4. 技術部会、作業安全衛生部会等のご指摘事項

これまでの技術部会、作業安全衛生部会等のご指摘事項等の見直しを行う。

<資料>

添付資料① 解体撤去マニュアル P.11 表 3-5 解体撤去物及び解体撤去で発生する廃棄物の管理分析

添付資料② 解体撤去マニュアル（平成 30 年 3 月版）今後の見直しに向けた検討一覧

以上

表 3-5 解体撤去物及び解体撤去で発生する廃棄物の管理分析

	法令上の分類	解体撤去物	分析方法		
			無害化処理判断 (高低濃度判断)	特管判断	再資源化判断
プラント設備	廃PCB等 廃油	処理済油、洗浄液	③簡易測定	②厚告192号 ^{注10)}	②厚告192号 ^{注10)}
	汚泥	汚泥	①低濃度(含有)	②厚告192号 ^{注12)}	—
	廃プラ	廃プラ	①低濃度(含有)	②厚告192号 ^{注8)}	—
	紙くず	紙くず	①低濃度(含有)	②厚告192号 ^{注11)}	—
	繊維くず	ウエス、廃防護服	①低濃度(含有)	②厚告192号 ^{注11)}	—
	廃酸・廃アルカリ	廃洗浄液	④厚告192号準用	②厚告192号 ^{注12)}	—
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃保温材	①低濃度(表抽)	②厚告192号 ^{注9)} (溶出)	—
建築物	金属くず	金属くず	①低濃度(拭取等)	②厚告192号 ^{注8)}	②厚告192号 ^{注8)} 注4)
	廃プラ	廃プラ	①低濃度(含有)	②厚告192号 ^{注8)}	—
	木くず	木くず	①低濃度(含有)	②厚告192号 ^{注11)}	②厚告192号 ^{注11)}
	繊維くず	繊維くず	①低濃度(含有)	②厚告192号 ^{注11)}	—
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくず	①低濃度(表抽)	②厚告192号 ^{注9)} (溶出)	埋立基準 (環告13号)注5)
		廃石膏ボード	①低濃度(表抽)	②厚告192号 ^{注9)} (溶出)	・地盤改良向け：土壤環境 基準 ・セメント向け：②厚告192 号 ^{注9)}

- 注1) ①低濃度測定：低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第3版）（平成29年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）
- 注2) ②厚告192号：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日 厚生省告示192号）
- 注3) ③簡易測定：絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）（平成23年5月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）
- 注4) 非PCB汚染の金属くずは再資源化、PCB汚染金属くずは無害化処理。
- 注5) PCBで汚染されていないと想定される部位に限る。
- 注6) 廃酸・廃アルカリの分析は低濃度測定なく、厚告192号を準用する。
- 注8) 厚告192号、拭き取り試験法、もしくは 部材採取試験法
- 注9) 厚告192号、溶出
- 注10) 厚告192号、廃油中PCB分析方法
- 注11) 厚告192号、別表第四
- 注12) 厚告192号、検定方法告示 PCB濃度0.003mg/l以下

【解体撤去マニュアル（平成 30 年 3 月版）今後の見直しに向けた検討一覧】

20191016 解体・撤去準備室

項目	検討箇所
入口基準	第 3 章 解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化処理
低濃度 PCB 廃棄物の濃度 基準変更 10%以下	第 3 章 解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化処理
部会等のご指摘事項	全般
先行工事結果	GB 内機器の解体撤去工事の結果を反映（GH 仕様、負圧管理、作業管理、溶断作業、血中 PCB 濃度測定結果等）
章立て	全般
施工計画書への反映項目リスト	全般
ユーティリティ関連 解体撤去指針	追加項目

以上